

## 『第2弾』頑張れ！とべっち応援商品券 取扱店舗 募集要項

砥部町商工会

### 1. 趣 旨

砥部町商工会では、令和2年1月以降急速に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響で経営活動が急速に減退し、危機的状況に瀕している状況を鑑み、低迷している町内の消費喚起を図り、会員事業所の経済支援を幅広く行うことを目的として、砥部町の支援を頂き、第1弾に続き商工会会員店でのみ利用できる「頑張れ！とべっち応援商品券」（プレミアム付商品券）を発行・販売するにあたり、商品券の取扱店舗を募集します。

### 2. 応募資格・条件

砥部町内に事業所または店舗がある商工会会員で、次の事業者以外のものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者、またはこれに類する者
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (4) 「商品券の使用対象外となる物品または役務」に記載の取引または商品のみを取扱う店舗等
- (5) 新たに砥部町商工会に加入する者は、所定の加入申込書、入会金、年会費を利用開始日前日までに納入し、本会がその全てを確認すれば事業に参加できるものとする。

### 3. 申込方法

- (1) 「取扱店舗登録申込書」に所定の事項を記入し、下記の応募先へファックス等により下記期日までにお申込み下さい。
- (2) 複数の支店がある場合は、各支店店舗単位で登録が必要となります。
- (3) 取扱店舗登録料は無料です。

### 4. 第2弾申込期限

**令和2年11月16日（月）まで**

- (1) 申込期限内に申込手続きを完了した事業所は、砥部町商工会ホームページで周知するとともに、商品券購入対象世帯に送付するチラシに掲載します。
- (2) 申込期間以降も取扱店舗の申込みは受け付けますが、この場合、商品券購入対象世帯に送付する配布チラシに「商品券の使えるお店」としての掲載はできません。

### 5. 取扱店舗の登録

- (1) 取扱店舗は、審査により承認・登録し、砥部町商工会ホームページに掲載します。
- (2) 令和3年1月8日（金）午後2時から取扱店舗説明会を開催します。「取扱店舗登録証」「商品券取扱店舗ステッカー」「商品券見本」及び「換金申請書」は当日お渡しします。
- (3) 申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取消すことがあります。

## 6. 商品券の概要

- (1) 商品券の発行総額は、約1億5,000万円  
※ 商品券には通しナンバーと偽造防止策を施します。
- (2) 商品券は、額面500円券13枚の6,500円分を1冊とし、5,000円で販売します。  
※ 対象者は、砥部町住民戸籍台帳(令和2年12月1日現在を予定)に登録されている世帯の構成員数に各世帯+1冊を上限とし、町より送付された引換券に購入枚数を記入の上、販売期間のみ、交換購入できます。2次販売はしません。
- (3) 取扱店舗は、商品券を持参した消費者に対し、令和3年1月20日(水)～令和3年3月31日(水)までの間、券面記載額に相当する物品(販売できない品目を除く)の販売または役務の提供を行って下さい。
- (4) ミシン線を切り取った商品券は無効とします。
- (5) つり銭額は出さないものとします。
- (6) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできません。
- (7) 盗難・紛失・汚損・滅失または偽造・模造等に対し、発行者(砥部町商工会)は責を負いません。
- (8) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品等を定める場合(特売品等)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (9) 商品券の使用対象外となる物品または役務は以下のものとします。
  - (ア) 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で消費の下支えとは言い難い出資
  - (イ) 債務の支払い
  - (ウ) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - (エ) たばこ
  - (オ) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等
  - (カ) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関する支払い
  - (キ) 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - (ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (ケ) 税金
  - (コ) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
  - (ク) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
  - (シ) 各取扱店舗が指定するもの

## 7. 商品券の換金

- (1) 取扱店舗の換金手数料は無料とします。
- (2) 換金は、期間中5回の銀行振込とします。取扱店舗は、事前に「取扱店舗登録申込書」に振込先口座を記入し提出して下さい。
- (3) 商品券の換金を受けようとする取扱店舗は、裏面に取扱店舗名を記入した当該商品券及び指定の「換金申込書」を砥部町商工会に提出して下さい。
- (4) 本会は、別記のスケジュールに従い、商品券に記載された金額を取扱店舗の登録口座へ入金する予定です。
- (5) 換金請求は、令和3年1月20日(水)～令和3年4月7日(水)の期間とします。この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金はできません。

## 8. 注意事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。
- (2) 砥部町商工会が配布する商品券取扱店舗ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに砥部町商工会に連絡すること。
- (5) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (9) 商品券を受取ったときは、再使用を防ぐため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受取りを拒否すること。
- (10) 砥部町商工会は、取扱店舗がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店舗資格を取り消すものとする。

### 別記：第2弾 頑張れ！とべっち応援商品券換金代金の振込スケジュール

回数	振込予定日	換金申込日
1	2月10日(水)	1月20日(水)～2月2日(火)
2	2月25日(木)	2月3日(水)～2月16日(火)
3	3月10日(水)	2月17日(水)～3月3日(水)
4	3月29日(月)	3月4日(木)～3月18日(木)
5	4月20日(火)	3月19日(金)～4月7日(水)

応募先・問い合わせ先  
**砥部町商工会**

〒791-2132 大南 394 番地

電話：089-962-2148

FAX：089-962-6695